

監査の結果に関する報告に基づいて市長が講じた措置について

第2 財政援助団体等監査

1 平成15年度財政援助団体等監査結果報告（平成16年5月26日  
監査報告第1号）

(1) 出資団体（公の施設の管理受託事務を含む。）

ア 財団法人横浜市勤労福祉財団（市民局）

(ア) 局の事務に関する事項

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>a 使用料等の徴収事務について改善を求めるもの</p> <p>市民局は、横浜市技能文化会館の目的外使用許可を行う際に、許可条件として、申請を行った業者に対して、目的外使用料は市民局に、光熱水費は同会館の管理運営を受託している財団法人横浜市勤労福祉財団に支払うこととしている。</p> <p>使用許可書によると、目的外使用料と光熱水費を、指定する期日までに納入することとし、許可条件に違反したときは、使用許可の取消等を行うことができることとされているが、同使用料等の納入状況を確認したところ、平成16年5月7日現在、一部許可業者につい</p>	<p>納付催告を行った結果、平成15年度の目的外使用料及び光熱水費については、平成16年5月までに納付を完了しました。</p> <p>なお、平成16年12月17日現在、使用料については平成16年10月分から12月分が、光熱水費については平成16年9月分及び10月分が未納となっていますが、随時督促を行います。さらに、業者から、平成16年度における使用料及び光熱水費につい</p>

<p>て、平成16年3月以降の使用料約70万円及び平成15年11月以降の光熱水費約119万円が未納となっているにもかかわらず、平成16年度分の目的外使用許可を同業者に対して行っていた。</p> <p>ついては、未納となっている使用料について督促・催告等を行うなど、使用許可条件に基づく適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>て、未納の額も含めて年度内に完済する納付計画を定めた誓約書の提出を受けました。</p>
--	--

(1) 団体の事務に関する事項

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>a 駐車場の管理運営について改善を求めるもの</p> <p>財団法人横浜市勤労福祉財団（以下「勤労福祉財団」という。）は、本市から横浜市技能文化会館内に設置された立体駐車場の無償貸付けを受け、管理運営を行っている。</p> <p>駐車可能な60台のうち36台は、横浜市教育文化センターに附置義務駐車場の一部として貸付けを行っており、また、残りの24台については、会館利用者の駐車場等として使用されているが、平成14年</p>	<p>財団法人横浜市勤労福祉財団に対して、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>これを受けて財団法人横浜市勤労福祉財団では、次のとおり改善を図りました。</p> <p>(a) 平成17年度の契約に際しては、複数業者から見積書を徴することとしました。</p>

<p>度における利用率は2割強と低調であり、駐車場事業全体では、約45万円の損失を計上していた。</p> <p>そこで駐車場事業に係る会計の収支状況等についてみたところ、次のようなものが見受けられたので、改める必要があると認められた。</p> <p>(a) 駐車場の入出庫管理業務等を単独随意契約により委託しているが、適宜見積り合わせ等を行う必要があるもの</p> <p>(b) 勤労福祉財団では、会計帳簿等の記帳代行業務を委託している税理士への報酬については、全額駐車場会計で費用計上しているが、同業務は駐車場会計のみでなく、一般会計と双方に係るものであるので、適正な費用按分を行うべきもの</p>	<p>なお、当該随意契約については、平成16年11月から地方自治法施行令第167条の2第1項が改正された趣旨を踏まえた契約を行います。</p> <p>(b) 平成16年度における会計帳簿等の記帳代行業務の費用については、全額駐車場事業会計の費用とせず、駐車場事業、技能文化会館管理運営事業、老松会館管理運営事業及び勤労者福祉共済運営事業の4事業で均等に費用を負担し、年度末に振替処理を行うこととしました。</p>
--	--

イ 財団法人横浜市女性協会（市民局）

(ア) 団体の事務に関する事項

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>a 退職給与引当金の計上等について改善を求めるもの</p> <p>財団法人横浜市女性協会では、</p>	<p>財団法人横浜市女性協</p>

<p>退職給与の支給に備えるため、退職給与引当預金及び退職給与引当金を貸借対照表に計上している。</p> <p>そこで、計上内容について見たところ、貸借対照表に退職給与引当預金積立額と同額の退職給与引当金を計上し、会計方針の注記として、退職給与引当金は「要支給額の一部を計上」と記載していたが、「一部」という表示方法では引当金の計上基準を示しているとは言い難い状況と考えられる。</p> <p>ついては、引当金の計上基準を定め、決算書類の注記として表示するとともに、退職給与の要支給額に対して引当金計上額が不足しているので、説明責任の一環として、決算書類に年度末要支給額を表示する必要があると認められた。</p>	<p>会に対して、退職給与引当金の計上等について、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>これを受けて財団法人横浜市女性協会では、平成15年度決算書において、退職給与引当金の計上基準について「対象職員全員が、年度末に普通退職した場合の退職手当の総額」とした会計方針を注記するとともに、同引当金の年度末の要支給額も表示しました。</p>
<p>b 固定資産の経理について改善を求めるもの</p> <p>「財団法人横浜市女性協会会計規程」では、物品を固定資産物品と一般物品に分類し、固定資産物品は、機械器具等の物品のうち一</p>	<p>財団法人横浜市女性協会に対して、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>

<p>個当たりの取得価格が10万円以上で、かつ、耐用年数が1年以上のものとしている。</p> <p>そこで、固定資産物品の経理状況等についてみたところ、該当する物品（178件、約4,600万円）すべてについて、物品に関する台帳は作成していたものの、貸借対照表に固定資産として計上していなかったため、適正に経理する必要があると認められた。</p>	<p>これを受けて財団法人横浜市女性協会では、会計規程に基づき、固定資産に該当する物品を、平成15年度決算から、貸借対照表に固定資産として計上するよう改めました。</p>
--	---

エ 財団法人横浜市消費者協会（経済局）

(7) 局の事務に関する事項

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>a 施設の効果的利用を求めるもの</p> <p>横浜市消費生活総合センターの管理運営については、財団法人横浜市消費者協会に委託しており、同協会では受託事業として「消費者ルーム」及び「実習試験室」を一般に貸し出すほか、自主事業としてこれらの施設において「消費生活セミナー」等の講座や「簡易テスト教室」を開催している。</p> <p>そこで、平成14年度の施設の利用状況をみたところ、「消費者ル</p>	<p>施設の用途の見直しとして、消費者ルームについては移設・拡充し、一般の会議室としても貸し出すこととし、実習試験室については、同様の機能を持つ商品テスト室に統合し、改修工事を平成16年10月から平成17年1月までに行い、施設の有効活用を図りました。</p>

<p>ーム」及び「実習試験室」の利用は、ともに低調であった。</p> <p>については、より積極的なPRを行い施設の利用の増加を図るとともに、ニーズを見極めたうえで用途の見直しを行うなど、施設の有効活用を行うよう改められたい。</p>	<p>また、施設及び講座のPRを「よこはまくらしの情報」やホームページで行うとともに、改修後の施設内容等について、消費者団体等の会合で説明し、案内チラシを市民や関係機関へ配布することなどにより、一層積極的なPRを行います。</p>
---	---

(1) 団体の事務に関する事項

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>a 退職給与引当金の計上等について改善を求めるもの</p> <p>財団法人横浜市消費者協会では、退職給与の支給に備えるため、退職給与引当預金及び退職給与引当金を貸借対照表に計上している。</p> <p>そこで、計上内容について見たところ、貸借対照表に退職給与引当預金積立額と同額の退職給与引当金を計上していたものの、決算書類の注記として退職給与引当金の計上基準が記載されていなかった。</p>	<p>財団法人横浜市消費者協会に対して、退職給与引当金の計上等について、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>これを受けて財団法人横浜市消費者協会では、平成15年度決算書において、退職給与引当金の計上基準について「対象職員全員が、年度末に普通退職した場合の退職手当</p>

<p>ついては、引当金の計上基準を定め、決算書類の注記として表示するとともに、退職給与の要支給額に対して引当金計上額が不足しているため、説明責任の一環として、決算書類に年度末要支給額を表示する必要があると認められた。</p>	<p>の総額」とした会計方針を注記するとともに、同引当金の年度末の要支給額も表示しました。</p>
--	---

キ 財団法人横浜市建築保全公社（建築局）

(イ) 団体の事務に関する事項

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>a 消費税及び地方消費税納付額について会計別の経理を求めるもの</p> <p>財団法人横浜市建築保全公社では、公共建築物の修繕事業などを一般会計で、小・中学校先行整備事業を特別会計で経理しているが、消費税及び地方消費税納付額（以下「消費税等納付額」という。）については、会計別に区分することなく、全額を特別会計で経理していた。</p> <p>しかし、すべての収入及び支出の内容を会計ごとに明瞭に表示することが、公益法人会計の原則であることから、消費税等納付額に</p>	<p>財団法人横浜市建築保全公社に対して、消費税等納付額について会計別に区分して経理するよう指導しました。</p> <p>これを受けて財団法人横浜市建築保全公社では、消費税等納付額について、平成15年度決算から会計別に区分して経理しました。</p>

<p>ついても会計別に区分して経理し、各会計の収支の明確化を図る必要があると認められた。</p>	
<p>c 監督員が工事現場を適正に確認するよう求めるもの</p> <p>平成14年8月に財団法人横浜市建築保全公社の監督員が、立会検査等を行った工事現場の数をみたところ、対象533箇所のうち382箇所で、その内訳は、建築工事249箇所（8月施工中の290箇所の85%）、電気工事71箇所（同140箇所の51%）及び機械工事62箇所（同103箇所の60%）であった。</p> <p>については、監督員は、工事現場において、立会検査や現場代理人の常駐の確認等のほか、施工状況等に関する工事成績を評定していることから、一部、現場確認を省略できると思われる軽易な工事があるとは考えられるが、原則として、施工中の工事現場を適正に確認する必要があると認められた。</p>	<p>財団法人横浜市建築保全公社に対して、工事現場を適正に確認するよう指導しました。</p> <p>これを受けて財団法人横浜市建築保全公社では、平成16年度から、監督員が施工中の工事現場を適正に確認するよう改めました。</p> <p>その結果、繁忙月である平成16年8月に、対象444箇所のうち、写真により現場確認できる軽易な工事等19箇所を除いた425箇所すべてについて、監督員が立会検査等により現場確認を行いました。</p>

(2) 財政援助団体

イ 社会福祉法人横浜共生会及び社会福祉法人そよかぜの丘  
(福祉局)

(ア) 局の事務に関する事項

監 査 結 果	措 置 結 果
<p>a 補助金に関する事務を早期に行うことを求めるもの</p> <p>福祉局では、災害時に要援護者及びその家族を受け入れるため、民間社会福祉施設が災害に備えた応急備蓄物資の整備を行う場合に、これに要する経費を補助している。補助金は、実務上は福祉局からの案内通知を受けて、社会福祉法人等が交付申請を行い、助成決定通知を受けることにより交付決定されている。</p> <p>そこで、平成14年度に応急備蓄物資の整備費補助を受けた社会福祉法人横浜共生会及び社会福祉法人そよかぜの丘についてみると、福祉局の事務手続が遅れたため、助成決定通知が平成15年3月4日付け(社会福祉法人そよかぜの丘)及び平成15年3月27日付け(社会福祉法人横浜共生会)とな</p>	<p>当該補助金の事務迅速化について、平成16年6月に企画経理課長から通知文を出し、併せて臨時経理担当係長会議においても周知徹底しました。</p> <p>これにより、社会福祉法人横浜共生会については平成16年9月、社会福祉法人そよかぜの丘については8月に交付を決定し、それぞれ9月に整備が完了しました。</p> <p>また、これらを含め、平成16年9月までにすべての施設において交付を決定し、11月時点で備蓄がほぼ完了しています。</p>

っており、応急備蓄物資の整備が年度末になっていた。

応急備蓄物資は、その目的から年度内のできるだけ早い時期に整備を完了させる必要があると考えられるため、事務手続を早期に行うよう改められたい。